
多摩地域の新たな防災拠点の 整備に向けた基本計画

令和8年1月

目次

第1章 基本計画について	1
1. 基本計画の目的・位置付け	1
(1) 基本計画策定の背景・目的	1
(2) 基本計画の位置付け	1
2. 多摩地域の防災拠点について	2
(1) 立川広域防災基地	2
(2) 立川地域防災センター	3
(3) 多摩広域防災倉庫	4
3. 基本構想における検討	5
(1) 多摩地域の防災拠点の主な課題	5
(2) 再整備の必要性	5
(3) 新たな防災拠点の基本理念・基本方針等	6
(4) 整備手法	7
第2章 導入機能	8
1. 防災センター機能	8
(1) 情報収集・共有および意思決定・指揮命令の円滑化	8
(2) 情報発信（広報）の強化	9
(3) セキュリティの強化	10
2. 防災備蓄倉庫・広域輸送基地機能	11
(1) 防災備蓄倉庫機能の強化	11
(2) 広域輸送基地機能の強化	12
3. 各機能に共通する事項	13
(1) 生産性の高い活動環境の確保	13
(2) ライフラインの確保	13
(3) 環境への配慮	14
第3章 施設計画	15
1. 敷地計画	15
2. 施設計画	16
(1) 建築計画	16
(2) 構造計画	18
(3) 設備・環境配慮計画	20
(4) 施設整備イメージ	22
第4章 多様な利活用と周辺施設との連携	23
1. 多様な利活用	23
(1) 「新たな防災拠点」の平時における活用イメージ	23
(2) 現立川地域防災センターの活用イメージ	24
2. 周辺施設との連携	25
第5章 事業計画	26
1. 代替施設の確保	26
2. 計画規模	27
3. 概算事業費	28
第6章 整備スケジュール（予定）	29

第1章 基本計画について

1. 基本計画の目的・位置付け

(1) 基本計画策定の背景・目的

令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都直下地震が発生した場合の被害の様相が改めて明らかになったほか、大規模風水害、複合災害等の自然災害の懸念も高まっています。災害応急対策にかかる外部環境が大きく変化しており、あらゆる災害から都民の命を守るために、さらなる対策の強化が急務です。

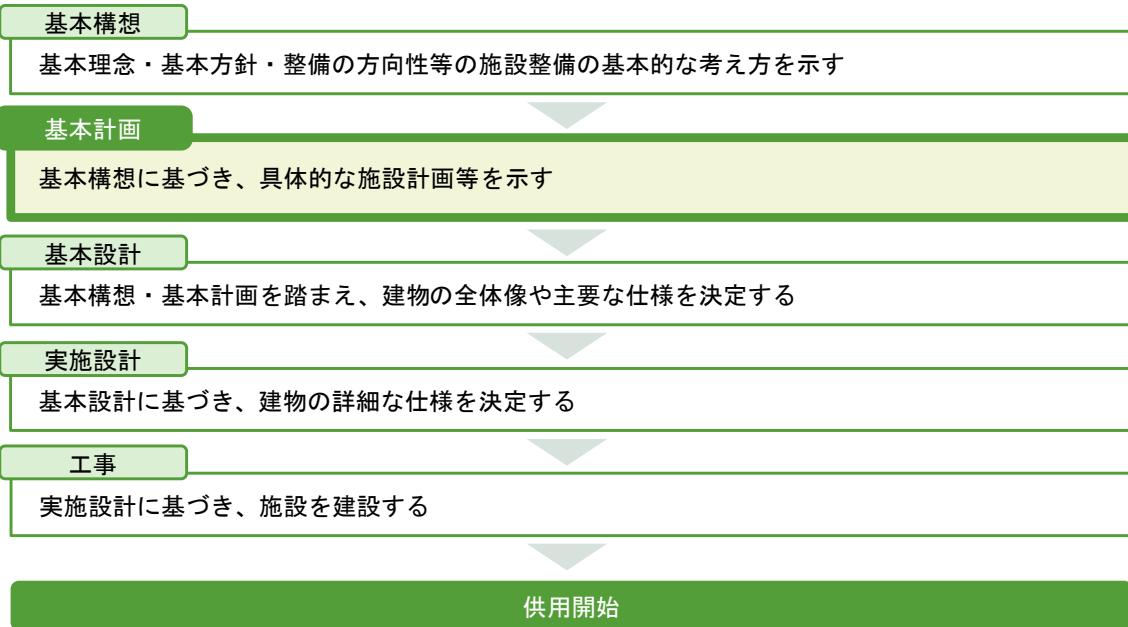
こうした状況を踏まえ、都全体の災害対応力を高めるため、多摩地域に所在する立川地域防災センターおよび多摩広域防災倉庫について、令和6年11月に「多摩地域の新たな防災拠点（以下、「新たな防災拠点」という）の整備に向けた基本構想」を策定しました。

今般、基本構想に基づき、新たな防災拠点の具体的な機能やキャパシティ、施設計画等を示す基本計画を策定します。

(2) 基本計画の位置付け

本計画では、基本構想で整理した、基本理念・基本方針・整備の方向性等の施設整備の基本的な考え方に基づき、具体的な施設計画等を定めます。

《基本計画の位置付け》



2. 多摩地域の防災拠点について

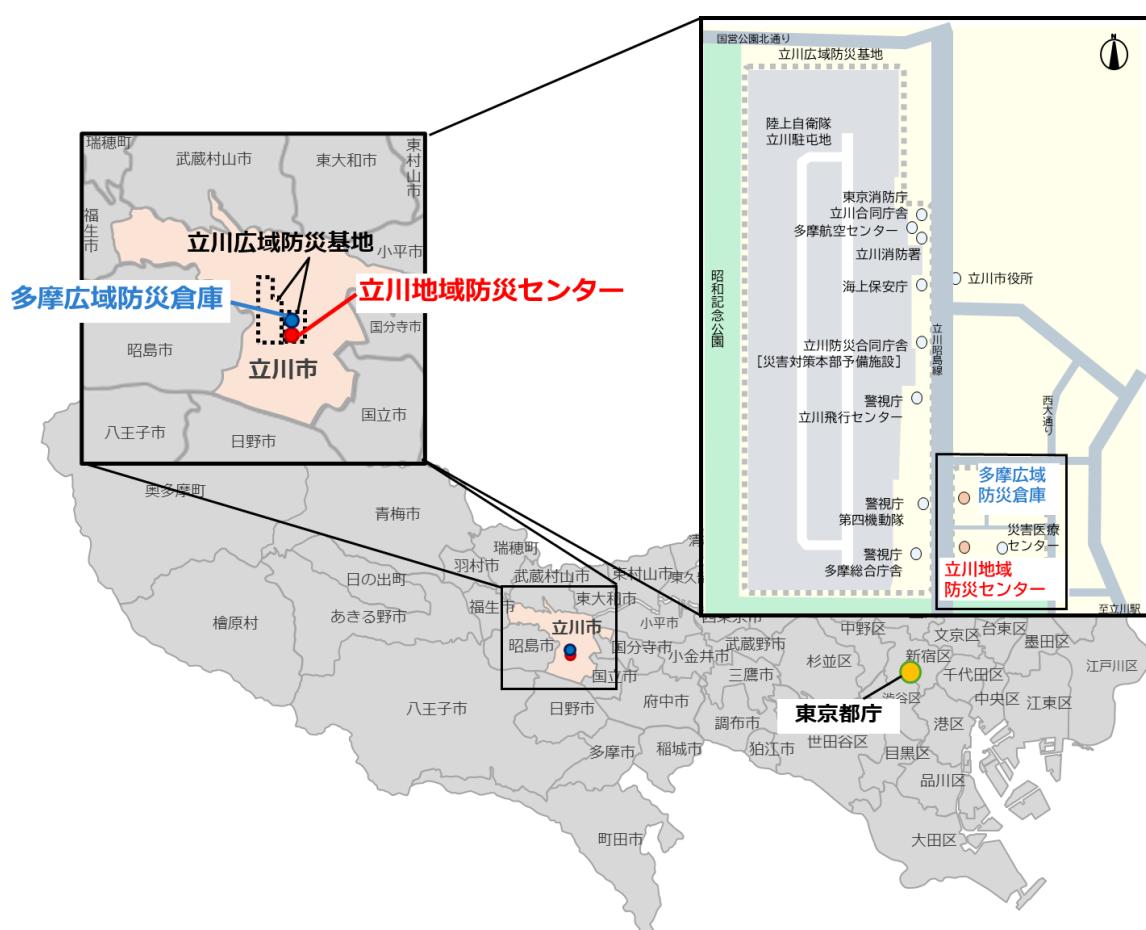
(1) 立川広域防災基地

国は、昭和54年に、南関東地域に広域な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合を想定した総合的な防災基地として、立川広域防災基地の整備計画の策定と整備を進めてきました。都は、この整備計画を踏まえ、国と連携して必要な情報収集及び物資の備蓄等を効果的に進めるため、立川広域防災基地に立川地域防災センターと多摩広域防災倉庫を整備しています。

立川広域防災基地には、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、災害医療センター等の施設が、徒歩圏内に集積しています。

このような特性を活かし、国、地元自治体、防災機関、立川広域防災基地所在の各施設と緊密に連携し、高度な応急対策等を行うことができる多摩地域の防災拠点となっています。

《立川広域防災基地における施設立地状況》



(2) 立川地域防災センター

立川地域防災センターは、平成3年に竣工した都の防災活動の拠点施設であり、防災活動の拠点機能を有する防災棟と災害時に初動対応を行う職員が居住する住宅棟が配置されています。

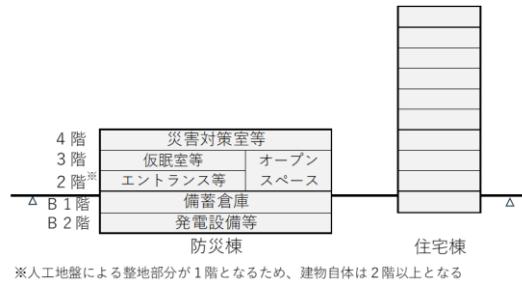
災害時は、都防災センターの指揮の下、情報収集・連絡調整、救護物資の備蓄・輸送、要員確保の機能を有する多摩地域の防災拠点として活用することとなっており、都防災センターの補完的役割を担うとともに、多摩地域で局地的な災害が発生した場合は現地災害対策本部として機能することになっています。

また、「東京都業務継続計画 都政 BCP オールハザード型 Step. 1～多様な災害に柔軟に対応し、都民の命と暮らしを守る～」(令和5年11月改定)においては、都防災センターの代替施設として位置付けられています。

《立川地域防災センターの諸元》

項目	内容
沿革	・ 平成3年1月竣工
住所	・ 立川市緑町3233番地の2
敷地面積	・ 約 6,930 m ²
建築面積	・ 約 4,110 m ² (防災棟: 約 3,310 m ² 、住宅棟: 約 800 m ²)
延床面積	・ 約 14,450 m ² (防災棟: 約 7,300 m ² 、住宅棟: 約 7,150 m ²)
用途地域	・ 第二種住居地域
建蔽率	・ 指定建蔽率: 60% (現況 約 60%)
容積率	・ 指定容積率: 200% (現況 約 200%)
高さ制限	・ 第2種高度地区
構成施設および構造	・ 防災棟 (S、RC、SRC造／地下2階、地上4階) ・ 住宅棟 (SRC造／地下1階、地上10階)
発電設備等	・ 非常用発電機 (1基。発電量 437.5kVA) ・ 付属する主オイルタンク (特A重油。容量 18,000L)

《立川地域防災センターの外観等》



(3) 多摩広域防災倉庫

多摩広域防災倉庫は、国が平成2年11月に立川政府倉庫（米穀備蓄倉庫）として整備した施設を、平成28年度に都が取得したものです。その後、平成29年度に一部の運用を開始し、施設の改修工事を経て、令和2年3月に全面運用を開始しました。

災害時の食料・生活必需品等を保管する防災備蓄倉庫としての機能を有するだけでなく、災害時に国や民間事業者等から届く支援物資を取り扱う広域輸送基地としての機能も有する、広域的な物資拠点です。

平時においては、救出救助訓練・普及啓発など、災害対応を担う様々な主体の活動や相互の連携を支えています。

《多摩広域防災倉庫の諸元》

項目	内容
沿革	<ul style="list-style-type: none">平成2年11月立川政府倉庫（米穀備蓄倉庫）として竣工平成28年7月都が取得 令和2年3月全面運用開始
住所	<ul style="list-style-type: none">立川市緑町3256番地の5
敷地面積	<ul style="list-style-type: none">約22,420m²
建築面積	<ul style="list-style-type: none">約10,970m²
延床面積	<ul style="list-style-type: none">約17,800m²
用途地域	<ul style="list-style-type: none">第二種住居地域
建蔽率	<ul style="list-style-type: none">指定建蔽率：60%（現況 約50%）
容積率	<ul style="list-style-type: none">指定容積率：200%（現況 約80%）
高さ制限	<ul style="list-style-type: none">第2種高度地区
構成施設および構造	<ul style="list-style-type: none">倉庫棟（RC造／地下1階、地上2階）管理棟（RC造／地上2階）事務所棟（RC造／地上3階）作業棟（RC造／地上2階）
保管面積	<ul style="list-style-type: none">約11,200m²（1階：約5,200m²、2階：約6,000m²）
保管容量	<ul style="list-style-type: none">約5,900パレット (1階：約2,900パレット、2階：約3,000パレット)
発電設備等	<ul style="list-style-type: none">非常用発電機（1基定格出力200kVA）付属する主オイルタンク（軽油容量990L）太陽光発電設備（太陽光パネル180枚、発電量52kW）ソーラー蓄電式外灯等

《多摩広域防災倉庫の外観等》



3. 基本構想における検討

令和6年11月に策定した基本構想では、多摩地域の防災拠点である立川地域防災センターおよび多摩広域防災倉庫について、それぞれが抱える施設上の課題を明らかにするとともに、大規模地震・風水害・火山噴火などあらゆる自然災害のリスクや、社会環境の変化を踏まえ、両施設を抜本的に見直し機能強化が必要であることを示しました。

(1) 多摩地域の防災拠点の主な課題

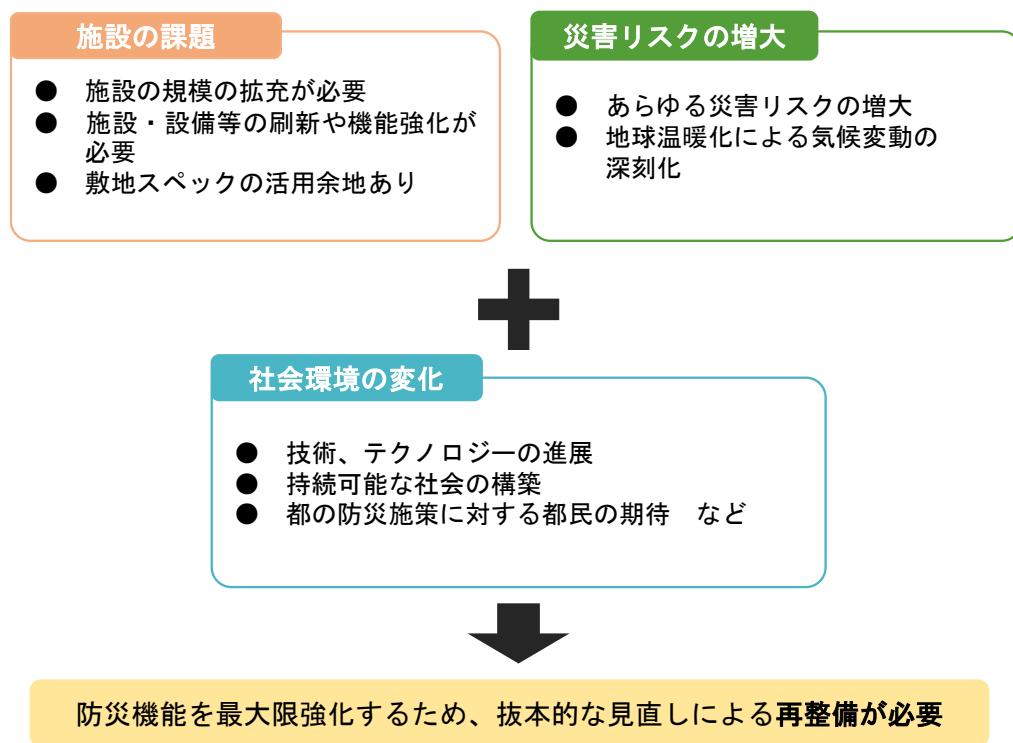
① 立川地域防災センター

- ・災害対策本部や災害対策要員等の執務室スペースの拡充
- ・都防災センターの代替として情報管理や意思決定に必要な情報システム等の整備
- ・情報発信（記者会見等の広報）を行うスペースや設備の確保
- ・災害対策要員の宿泊・仮眠等のスペースの拡充
- ・設備や機器の刷新や安定的なライフラインの強化
- ・入退室管理をはじめとしたセキュリティ対策の推進

② 多摩広域防災倉庫

- ・旧政府米倉庫を利活用しており、敷地に更なる活用余地があるとともに、倉庫内の貯蔵設備（サイロ）を撤去すれば、空間の有効活用が可能
- ・多様な物資を保管するための温湿度管理等の環境整備
- ・効率的な物資の搬出入が可能な荷捌きスペースや車路の確保
- ・災害対策要員等の宿泊・仮眠等のスペースの確保

(2) 再整備の必要性



(3) 新たな防災拠点の基本理念・基本方針等

基本構想では、現施設の課題や災害リスクの増大等を踏まえ、「新たな防災拠点」を整備するにあたっての基本理念や基本方針を定めるとともに、整備の方向性を示しました。



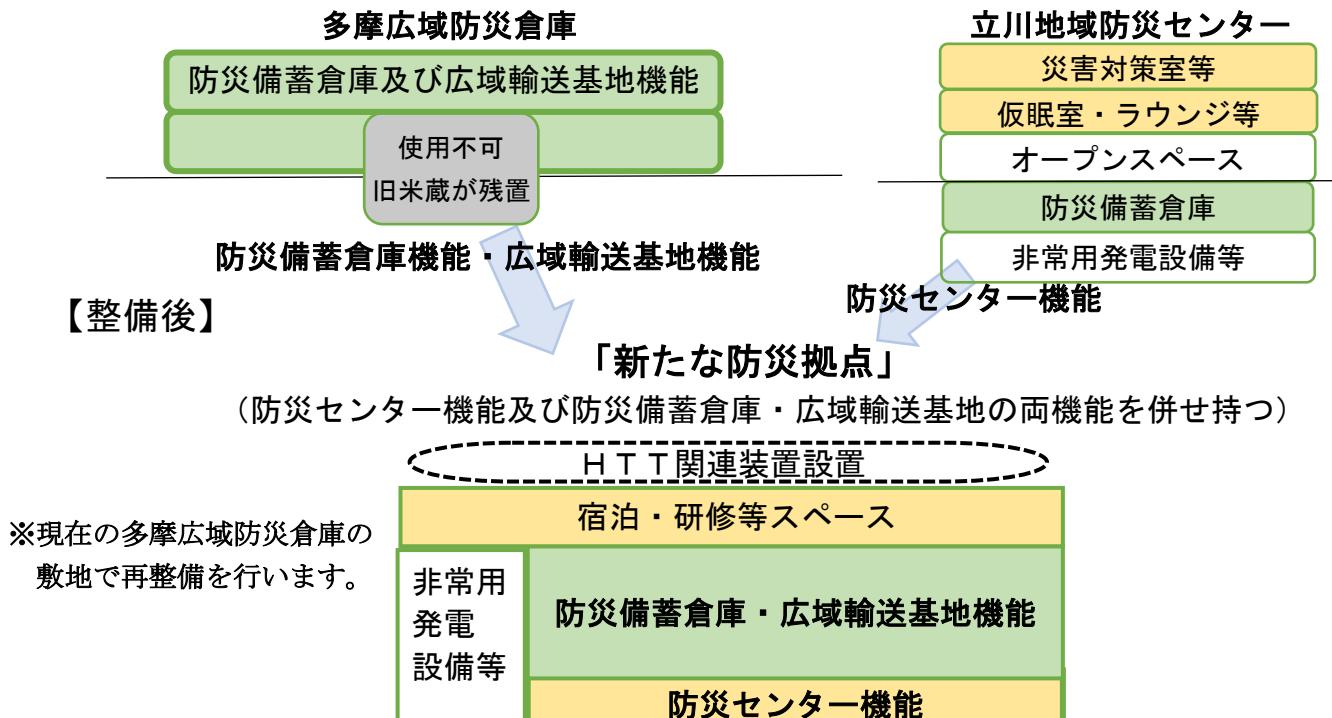
¹ 「HTT」：「電力を⑩へらす ⑪つくる ⑫ためる」の頭文字からとった“HTT”をキーワードにし、脱炭素化に向けたアクションのこと。「HTT」により、省エネや再生可能エネルギーなどの活用を進めることで、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する

(4) 整備手法

基本構想では、立川地域防災センターにおける防災センター機能と多摩広域防災倉庫における防災備蓄倉庫・広域輸送基地の各機能を効果的に高めるため、多摩広域防災倉庫の敷地に両機能を併せ持つ「新たな防災拠点」を建替えにより整備することで機能強化を図ることを示しました。

なお、現立川地域防災センターについては、必要な整備等を行ったうえで、平時は防災に関する都民向け普及啓発・体験施設として、災害時には各局の活動スペースなど、多様な活用方法を検討することとしています。

『施設整備のイメージ』



一體的に整備するメリット

①防災拠点としての機能を最大化

防災センター・広域輸送基地等、各機能の相互連携による災害対応の高度化を目指す

②敷地スペックの効果的活用

多摩広域防災倉庫の未利用容積率を活用して空間を確保し、施設キャパシティを大幅に増強

③防災拠点の安定稼働

施設・設備の刷新、ライフラインの多重化を図るなどして防災拠点の安定稼働を実現

第2章 導入機能

基本構想時において示した「新たな防災拠点」の整備の方向性を踏まえ、備えるべき機能について具体化を図りました。

1. 防災センター機能

(1) 情報収集・共有および意思決定・指揮命令の円滑化

都防災センターの補完的役割を担うとともに、多摩地域の現地災害対策本部および都庁舎の代替拠点として、業務を継続する B C P の観点からも、災害時の情報収集・共有および意思決定・指揮命令を円滑に行えるよう、機能強化を図ります。

○ 執務スペース、諸室の確保

- ・ 地震災害、風水害、火山噴火、それらの複合災害、武力攻撃事態等、様々な事態に備え、都防災センター（都庁舎）の代替拠点としての機能を十分に発揮できるよう、災害対策本部、災害対策要員等の執務スペースを確保するなど機能強化を図ります。
- ・ 陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁等の関係機関（以下、関係機関という）と緊密に連携して災害対応を行うため、関係機関の諸室や会議スペース等を確保します。
- ・ 業務を継続する B C P の観点からも、災害の状況に応じて、都庁舎に代わる各局等の代替スペースを一部確保するなど、災害時対応の庁内連携及び効率化を図ります。

○ 効果的な諸室配置、動線の確保

- ・ 災害対策要員等が災害対応の情報収集を行う諸室と関係機関が使用する諸室を近接させるとともに、それぞれの諸室から災害対策本部室への効率的な動線を確保し、円滑な情報共有や意思決定が可能な執務環境を確保します。

《災害対策本部室のイメージ》



《執務室のイメージ》



○ DXの推進

- ・ 災害時において、区市町村や関係機関等から様々な災害関連情報を収集、管理するとともに、災害対応にかかる意思決定を迅速かつ的確に行える情報システムを整備するなど、DXの推進を図ります。

○ 通信インフラの多重化

- ・ 防災行政無線や衛星通信の配備等、複数の通信手段を備えることで、通信インフラの多重化を図り、災害時における連絡手段を確保します。

(2) 情報発信（広報）の強化

都民や関係機関等へ迅速かつ確実に災害情報等の発信ができるよう広報機能を強化します。

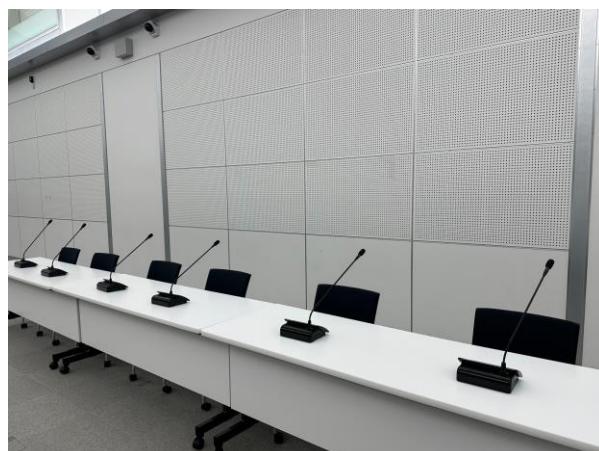
○ 情報発信スペースの確保

- ・ 都民や区市町村、関係機関等へ迅速に情報発信を行うための記者会見室等の情報発信スペースを確保し、災害時において迅速な情報提供を行います。

○ 情報発信を支える通信環境の整備

- ・ 災害時において迅速に情報提供を行うための通信インフラ環境を確保するとともに、情報発信に必要な映像設備、音響設備等を整備します。

«情報発信スペースのイメージ»



(3) セキュリティの強化

災害時の混乱など様々な事態にも高度な災害対応が安定的にできるよう、セキュリティの強化を図るとともに、情報管理を徹底します。

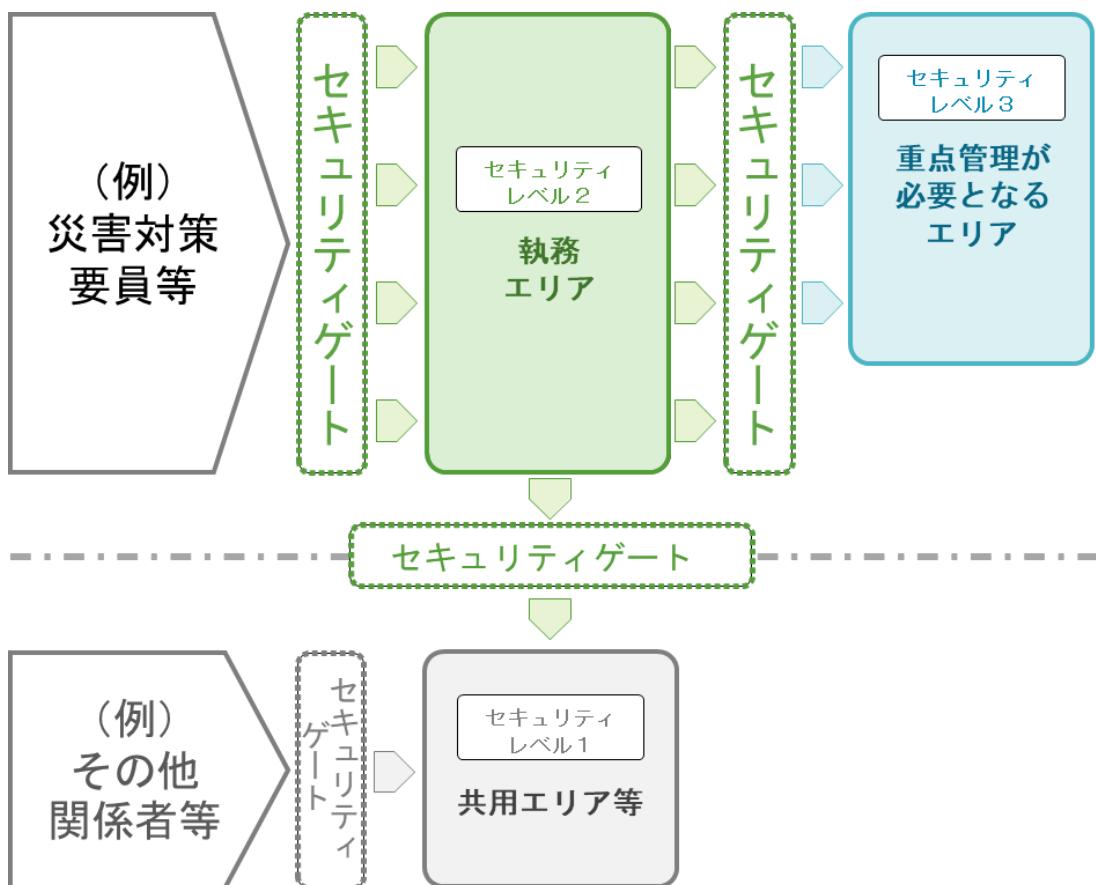
○ セキュリティレベルの設定等

- ・ 災害時は、施設内への多様な人員の出入りが想定されることから、諸室の利用目的、利用者属性、利用頻度等を踏まえ、諸室用途に応じたセキュリティレベルを設定します。
- ・ サーバールーム等重点管理が必要となるエリアのセキュリティを強化するなど、情報管理を徹底します。

○ セキュリティにかかる設備の導入

- ・ セキュリティゲートの設置など入退出管理システムを導入するとともに、監視カメラの設置などによりセキュリティを確保します。

«セキュリティレベル設定のイメージ»



2. 防災備蓄倉庫・広域輸送基地機能

(1) 防災備蓄倉庫機能の強化

首都直下地震や風水害など自然災害リスクの増大や社会環境の変化等を見据え、今後の多様な物資ニーズに対応できるよう防災備蓄倉庫機能を強化します。

○ 保管容量の充実

- ・ 災害時に必要となる食料、生活必需品等の支援物資を保管するスペースを確保します。避難生活の質の向上に向けた物資ニーズや他の都備蓄倉庫の被災リスク等に柔軟に対応できるよう保管容量の拡充を図ります。

○ 倉庫環境の整備

- ・ 倉庫内の備蓄品目の特性に応じた空調環境を確保するとともに、消毒用アルコール等の保管を可能とするなど、多様な物資保管に対応できる環境を整備します。
- ・ 物資の搬出入が円滑に行えるよう、倉庫内の備蓄スペースと通路、作業スペース等の適切な区画配置を行うとともに、フォークリフト、ハンドリフト等が安全に通行できる動線を確保します。

○ DXを活用した在庫管理

- ・ 備蓄品の在庫管理や物資の効率的な搬出作業を支援するため、災害時物流のDXの活用を推進します。

《保管スペースのイメージ》



《備蓄物資のイメージ》



(2) 広域輸送基地機能の強化

国からのプッシュ型支援²物資を効率的に処理し、被災した地域へ支援物資を迅速に届けられるよう、広域輸送基地としての処理能力を強化します。

○ 円滑な搬出入処理が可能な空間整備

- ・ 円滑に物資を搬出入できるよう、各フロアにおける防災備蓄倉庫及び広域輸送基地スペースに、搬出入車両が直接アクセスして荷下ろし等ができる施設構造とします。
- ・ 国のプッシュ型支援物資の受入れ等に柔軟に対応できるよう、必要なトラックベース数の確保を行うとともに、10t トラックや4t トラック等、様々な車両による搬出入が可能となるようプラットフォーム³の整備等を行います。

○ 円滑な作業環境の整備

- ・ 物資の搬出入が円滑かつ安全に行えるよう、倉庫内の備蓄スペースと通路、作業スペース等の適切な区画配置を行うとともに、フォークリフト、ハンドリフト等の動線を確保します。

○ 搬出入車両等の管理

- ・ 搬出入車両の誘導・管理を行うための車両受付所を設けるとともに、搬出入車両やフォークリフト等の通路を十分に確保するなどして、車両等の管理や安全性を確保します。

《プラットフォームのイメージ》



《搬出入のイメージ》



² 大規模災害発生時に被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を国が調達して、被災都道府県へ送付する支援方法

³ トラックなどの貨物の積み下ろしや運搬等の荷役を行うための専用スペース

3. 各機能に共通する事項

(1) 生産性の高い活動環境の確保

災害対策要員が生産性の高い活動環境の中で効率的に業務に取り組めるよう、環境整備を行います。

○ 宿泊等のスペース確保

- ・ 災害対策要員が安定的に活動を継続するための宿泊・仮眠スペースやリフレッシュスペース等を整備します。
- ・ 災害対策要員が発災直後から、迅速かつ継続的に活動を行うために必要な食料品等の備蓄スペースを確保します。

○ 活動環境の整備

- ・ 執務スペース等において、快適性にも配慮した採光、換気、温熱、音環境を確保するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、施設のバリアフリー化を図ります。
- ・ 多様な属性の災害対策要員が活動・連携しやすいよう、諸室構成、動線等の確保を行います。

《宿泊スペースのイメージ》



(2) ライフラインの確保

災害時にも安定的に業務を継続できるよう、ライフラインの確保を行います。

○ 安定的なエネルギーの確保

- ・ 災害時にも防災拠点として有効に機能するよう、2回線受電⁴により必要な電源容量を確保します。
- ・ 非常用発電設備は、油燃料を活用するとともに、中圧ガスの導管を敷設したうえでガス発電設備を導入するなど、災害時にも安定的にエネルギーを確保する手法を検討します。
- ・ 太陽光発電設備の設置により、自然エネルギーの活用を促進します。

⁴ 電源の冗長性向上のため、電力会社からの給電にあたり、異なる系統の2つの回線から受電する方式

○ 防災拠点の機能継続

- ・ 防災拠点として機能を継続するための災害対策（受変電設備の揺れ対策、設備基礎の嵩上げ等）を実施します。
- ・ 上下水道の途絶時にも水の備蓄や受水槽、緊急排水槽・マンホールトイレ等を活用し、給排水・衛生機能の確保を図ります。

《非常用発電設備イメージ》



(3) 環境への配慮

H T Tの取組を推進し、地球環境へ配慮した施設の整備を進めます。

○ 環境負荷の低減（H : へらす）

- ・ 「省エネ・再エネ東京仕様」等、エネルギー使用の合理化を図る取組に基づき、自然採光の取り入れ、断熱性能の向上等を図るとともに、高効率な設備機器を採用することなどにより、エネルギー消費を抑え、環境負荷の小さい施設整備を行います。

○ 再生可能エネルギーを活用した電力創出（T : つくる）

- ・ 「省エネ・再エネ東京仕様」の取組等に基づき、太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を行い、エネルギーの創出を推進します。

○ 電力の貯蔵・利用（T : ためる）

- ・ 太陽光発電により発電を行ったエネルギーを蓄電池に蓄え、夜間点灯する外灯等において有効活用します。

《太陽光発電設備のイメージ》

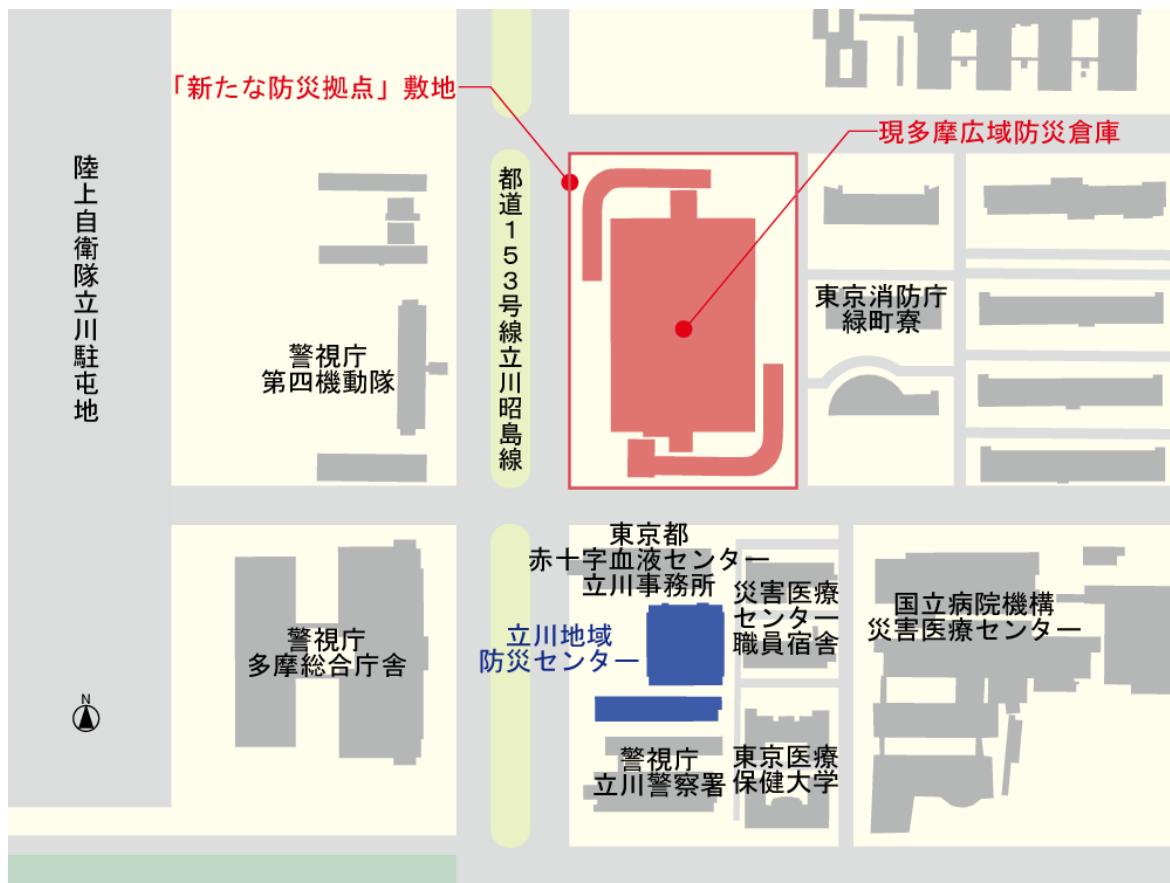


第3章 施設計画

1. 敷地計画

「新たな防災拠点」の計画敷地位置・敷地条件を示します。

《計画敷地位置》



《敷地条件》

項目	内容
敷地面積	・ 約 22,420 m ²
用途地域	・ 第二種住居地域
建蔽率	・ 指定建蔽率： 60%
容積率	・ 指定容積率： 200%
高さ制限	・ 第2種高度地区 ・ 航空法による高さ規制（立川飛行場からの制限表面）等

2. 施設計画

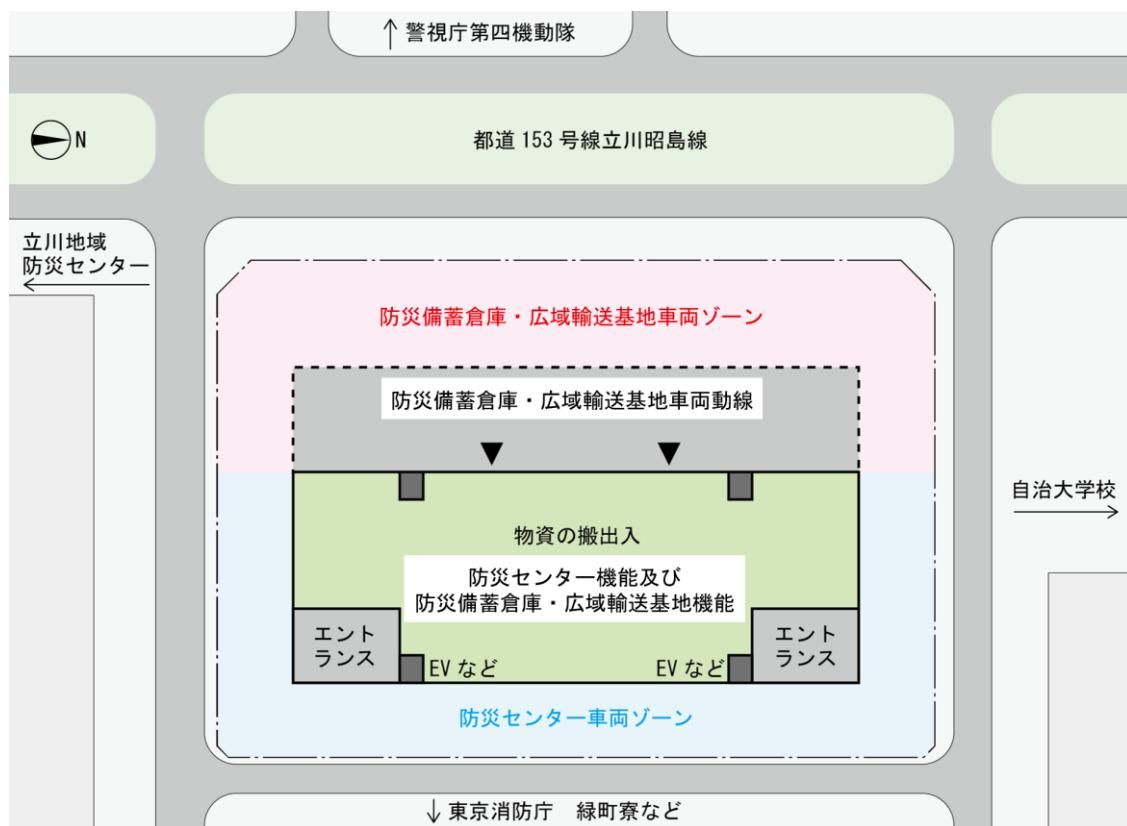
「新たな防災拠点」の建物配置、ゾーニング等の建築計画や構造計画等については、第2章で示した導入機能の具体化を図るため、以下のとおり整備を進めます。

(1) 建築計画

① 建物配置・動線

- 敷地の中央部分に建物を配置し、周囲に駐車場スペース等を設けて敷地内の建物外周部を車両等で周回できるスペースを確保します。
- 災害時には、災害対策要員等の移動車両や物資の搬出入車両など、多様な車両の往来を想定し、それぞれの車両動線が交錯しないようゾーン分割を行うことを基本としつつ、柔軟な災害対応ができるよう相互に往来可能な車路等を整備します。
- 災害対策要員等の防災拠点への入退室にあたっては、出入り口を複数箇所設け、動線や利便性を確保します。

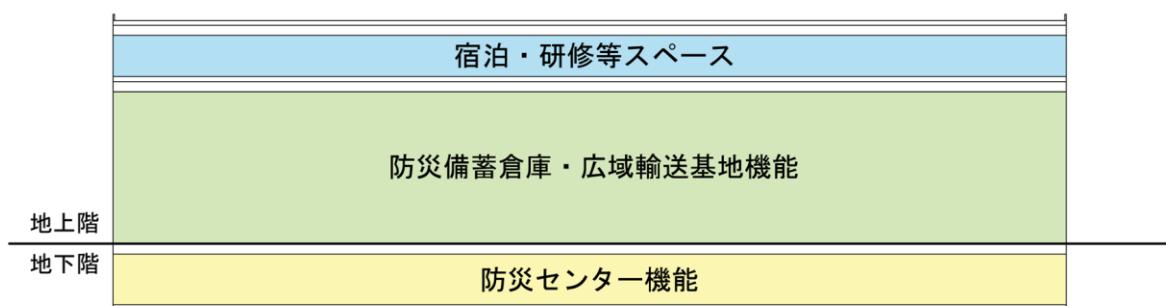
《建物配置・動線イメージ》



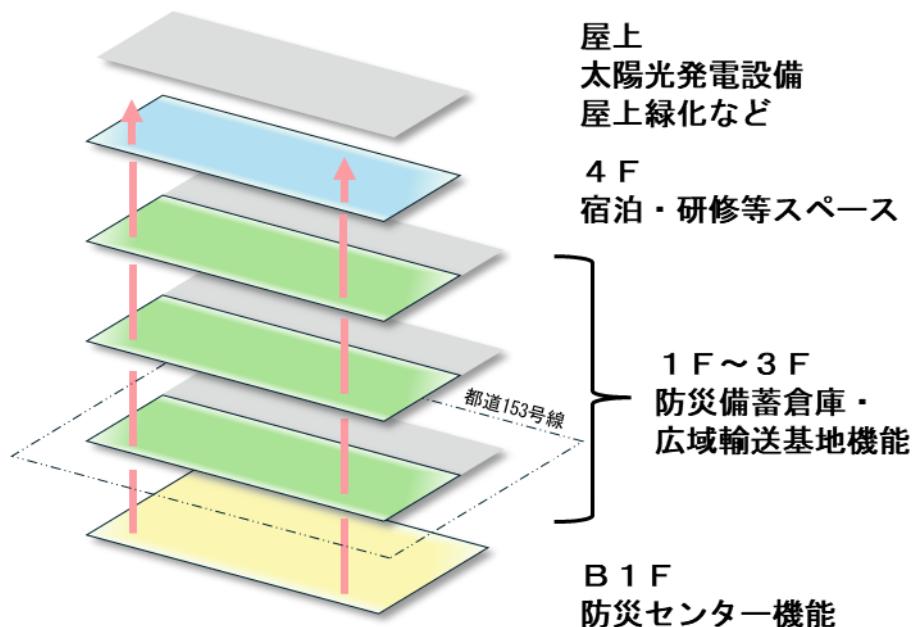
② フロアゾーニング

- 現在の多摩広域防災倉庫で未利用となっている容積率を、建替えによって有効活用し、防災センター及び防災備蓄倉庫・広域輸送基地の各機能の強化に必要な面積等を確保します。
- 防災センター及び防災備蓄倉庫・広域輸送基地等の各機能について、用途や特性を踏まえ、フロア毎のゾーニングを実施します。
- 宿泊・研修等スペースについては、採光・換気を行いやすい最上階に配置するとともに、中庭などを設け快適な空間を確保します。

«機能のゾーニング»



«フロアゾーニングイメージ»



(2) 構造計画

① 耐震安全性・建物性能

- 「新たな防災拠点」は、都の防災活動の拠点施設であり、災害時においても機能継続が必要なため、高い耐震性を確保する必要があります。そのため、「構造設計指針・同解説（東京都財務局）」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」において、最も高い水準である、「構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類」を目指します。
- また、官庁施設の性能水準等を定めている「官庁施設の基本的性能基準」等も踏まえ、必要な建物性能を満たすよう整備を行います。

《耐震安全性の分類と目標》

項目	分類	耐震安全性の目標	重要度係数 ⁵
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている	1.5
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている	1.25
	III類	大地震動により、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている	1.0
建築 非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている	—
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている	—
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる	—
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている	—

（「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」より作成）

⁵ 大地震後の建築物の機能を確保するため、建築物の重要度に応じて、設計時に地震力を割り増す係数

② 構造種別・構造形式

- 防災センター及び防災備蓄倉庫・広域輸送基地の各機能の特性や地盤特性等を踏まえ、堅牢な構造とするため適切な基礎形式の検討や、架構形式、荷重条件に応じた合理的な構造種別や構造形式について、建築計画や設備計画との整合を図りながら、設計時に検討を行います。

«構造種別の比較»

項目	鉄骨造 (S 造)	鉄筋コンクリート造 (RC 造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)
イメージ			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 鋼材を使用した、韌性（粘り強さ）に優れた構造 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋とコンクリートを使用した、剛性に優れた構造 	<ul style="list-style-type: none"> S 造と RC 造を組み合わせ、両方の特徴を兼ね備えた構造

«構造形式の比較»

項目	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 柱や梁など、建物自体の強度を高める 高層階ほど揺れが大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 揺れを吸収する制震装置を建物各所に組み込む 耐震構造より揺れを軽減可能 	<ul style="list-style-type: none"> 建物と地盤の間に免震装置を備えた免震層を設け、建物上部に揺れが伝わりにくくする 3つの中で最も揺れを軽減可能

(3) 設備・環境配慮計画

① 設備計画

ア. 受変電・自家発電設備

- 商用電力の受電方法は、電力使用量に応じたものとし、安定的に電力を確保するため、2回線受電を行います。
- 非常用発電設備は、油燃料を活用するとともに、破損リスクが低く信頼性の高い中圧ガスの導管を敷設したうえでガス発電設備を導入し、災害時にも安定的にエネルギーを確保します。

イ. 給排水・衛生設備

- 使用水量や電力負荷の低減のため、衛生設備は災害対応型器具（節水対応型トイレ、自己発電式自動水栓等）を設置するとともに、災害時に備え、マンホールトイレ等を設置します。

ウ. 空調設備等

- 各諸室の利用特性に応じて、適切な空調方式を選定するとともに、サーバールーム等機能継続が特に求められる室は、単独系統の空調方式とします。
- 防災備蓄倉庫・広域輸送基地機能における一部区画は、備蓄物資の特性に応じた温湿度管理が可能な空調環境を確保します。

② 環境配慮計画

ア. パッシブ技術⁶

- 屋上緑化や、日射遮蔽、高断熱化を推進するとともに、自然換気等を効果的に行うことで、空調等の熱源容量の低減を図ります。
- トップライトの設置など自然採光を取り入れるための工夫を行い、照明負荷を低減します。

イ. アクティブ技術⁷

- 高効率照明（LED照明）、高効率空調機器等の導入により、エネルギー消費量の低減を図ります。

ウ. 創エネ技術⁸

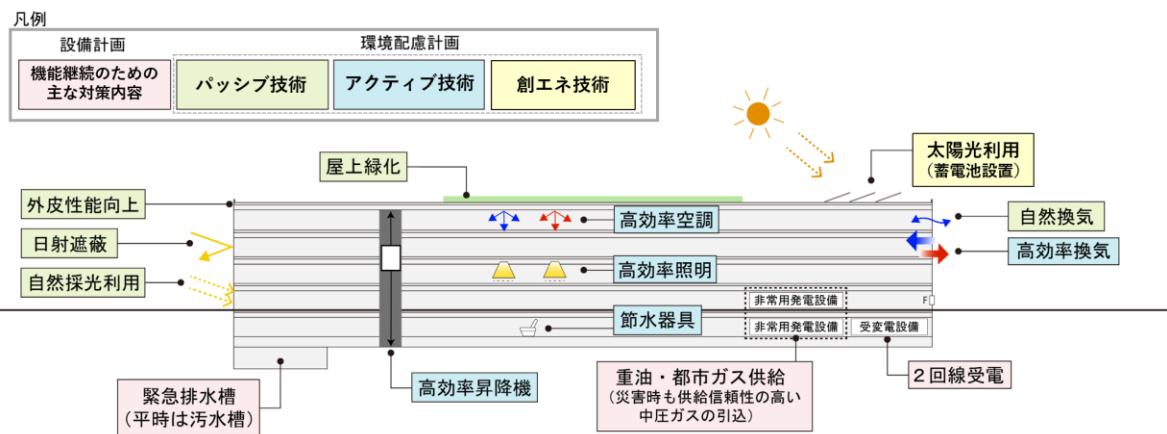
- 太陽光発電や蓄電池の設置により、再生可能エネルギーを効果的に活用します。

⁶ 建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量（エネルギーの需要）を減らす技術

⁷ 高効率な省エネルギー設備を導入するなどしてエネルギーを効率的に利用する技術

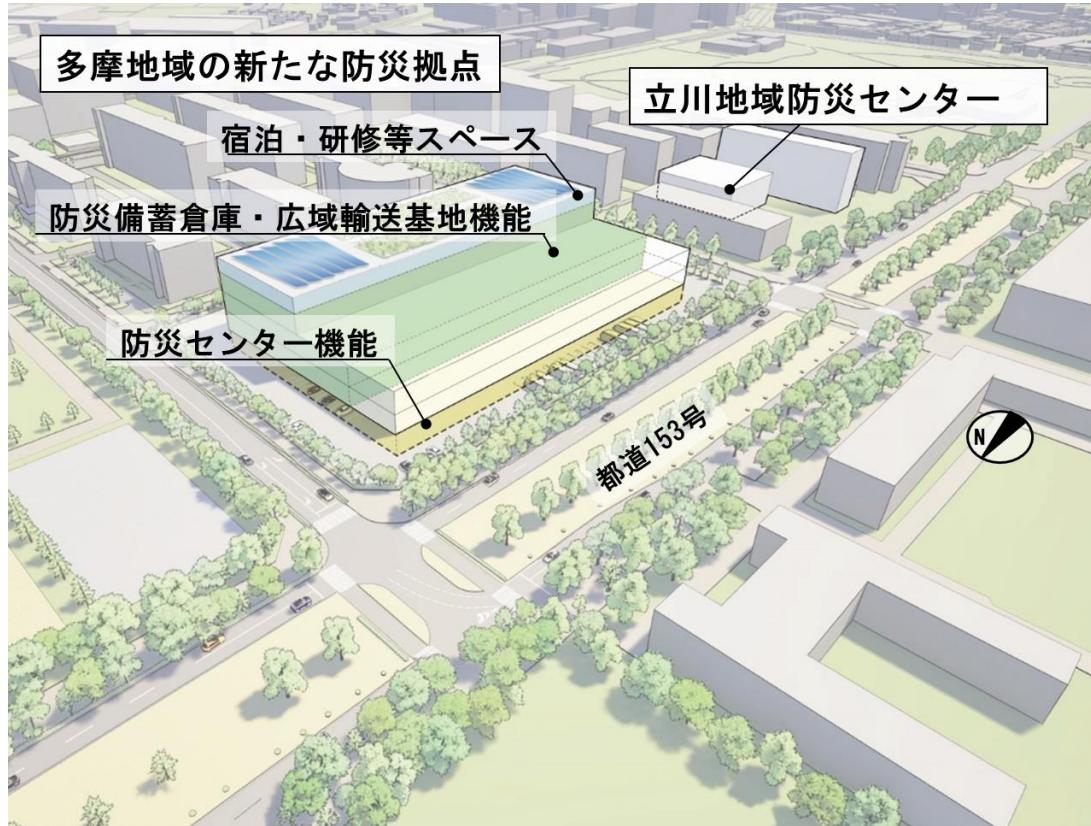
⁸ 太陽光発電システム等によりエネルギーを創出することで、エネルギー消費量を抑制する技術

«設備・環境配慮計画イメージ»



(4) 施設整備イメージ

新たな防災拠点の整備イメージを以下のとおり示します。



第4章 多様な利活用と周辺施設との連携

「新たな防災拠点」は、災害時には、多摩地域における防災活動の拠点施設として機能しますが、平時においても多様な利活用を推進します。

また、防災センター機能が移転された後の現立川地域防災センターについても、多様な利活用方法を検討していきます。

1. 多様な利活用

(1) 「新たな防災拠点」の平時における活用イメージ

平時においても、多摩地域の防災ハブ拠点として、近隣市町村等と緊密な関係を構築し、災害対応力の強化を図っていきます。市町村のニーズも踏まえ、ワンストップでの相談対応など市町村が行う防災の取組を支援するとともに、自治体や関係機関等、多様な主体との宿泊を伴う防災訓練や研修等を実施します。

また、防災備蓄倉庫及び広域輸送基地機能についても、災害時の避難者の生活を守るために、平時から食料、毛布等の生活必需品を備蓄するとともに、物資を迅速かつ適切に避難者へ供給できるよう、国や物資輸送事業者等と連携して倉庫運営訓練等を企画・実施します。

《訓練・研修イメージ》



《倉庫運営訓練イメージ》



(2) 現立川地域防災センターの活用イメージ

「新たな防災拠点」へ防災センター機能を移転した後の現立川地域防災センターについては、必要な整備を行い、平時は都民の防災にかかる普及啓発や体験・学習機会の提供やサテライトオフィス等、災害時は業務を継続するB C Pの観点からも、各局等の災害対応活動スペースとするなど、多様な活用方法を検討します。

なお、都民向けの普及啓発や体験機会の確保については、気候変動や技術、テクノロジーの進展等、近年の防災を取り巻く環境変化を踏まえ、類似施設との差別化も視野に入れながら、コンテンツの検討を行います。

■ 平時

《普及啓発・体験スペース》



《サテライトオフィスイメージ》



■ 災害時

《各局災害対応イメージ》



2. 周辺施設との連携

多摩地域の防災拠点として、その機能を最大限発揮するためには、立川広域防災基地に所在する国や地元自治体、関係機関等との連携が欠かせません。

国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、災害医療センター等の施設が徒歩圏内に集積する強みを活かし、周辺施設との連携を推進し、災害対応力の強化を図ります。

『立川広域防災基地』



第5章 事業計画

1. 代替施設の確保

「新たな防災拠点」は現多摩広域防災倉庫の敷地内に整備するため、整備期間中は当該地における防災備蓄倉庫及び広域輸送基地として使用できなくなります。しかし、いつ起こるか分からぬ災害に備えて、それらの機能を確保しておく必要があるため、近接地において代替施設を整備します。代替施設は新たな防災拠点の整備期間中における活用を想定し、現在の多摩広域防災倉庫と同等の機能確保を図ります。

○ 代替施設の整備候補地

- ・ 立川市富士見町 2-104-1
- ・ 土地面積：約 25,000 m²

《立川広域防災基地》



2. 計画規模

防災センター及び防災備蓄倉庫・広域輸送基地の各機能の規模等について示します。

防災センター機能

主な諸室	立川地域防災センター (現状)	「新たな防災拠点」 (整備後)
災害対策本部室・執務室等	約 400 m ²	約 4,000 m ² ※1
宿泊・仮眠室・研修室	約 400 m ²	約 4,000 m ² (うち宿泊・仮眠室 約 3,200 m ² ※2) (うち研修室 約 800 m ²)

※1 収容人員約 550 名を想定

※2 収容人員約 280 名を想定

〈参考〉都庁舎における防災センター機能にかかる災害対策本部室や執務室等の諸室面積は、
約 2,000 m²

防災備蓄倉庫・広域輸送基地機能

主なスペース・スペック	多摩広域防災倉庫 (現状)	「新たな防災拠点」 (整備後)
保管スペース	約 11,200 m ²	約 16,000 m ²
作業スペース・車路等	約 6,600 m ²	約 12,000 m ²
搬出入能力	搬入 約 3,500 パレット/日 搬出 約 1,800 パレット/日	搬入 約 5,000 パレット/日 搬出 約 5,000 パレット/日

【施設概要】

- ・ 延床面積 約 50,000 m²
- ・ 階数 地下 1 階、地上 4 階
- ・ 建物高 約 28m

3. 概算事業費

① 新たな防災拠点

「新たな防災拠点」は、現多摩広域防災倉庫の敷地に建設するため、同施設を解体したうえで建替えによる整備を行います。これに伴う既存施設の解体工事費や新たな施設の設計費、建設工事費等を合計で約 465 億円見込みます。

なお、事業費は現時点における試算であり、社会経済情勢の変化に伴う建設物価の動向に留意しながら、設計段階などにおいて精査していきます。

	事業費（税込）	備考
① 解体工事費	約 10 億円	既存施設の解体設計、撤去費等
② 設計費等	約 14 億円	新たな施設の調査、設計費等
③ 建設工事費	約 441 億円	新たな施設の建設工事費
合計	約 465 億円	

② 代替施設

前述のとおり、「新たな防災拠点」の整備期間中は多摩広域防災倉庫の機能を維持するため、代替施設を確保します。このために必要な、代替施設の確保にかかる土地の賃借や建物リース等に要する事業費を、約 63 億円見込みます。

なお、事業費は現時点における試算であり、社会経済情勢の変化に伴う建設物価の動向に留意しながら精査していきます。

	事業費（税込）	備考
代替施設整備費	約 63 億円	土地賃借料、建物リース費等

第6章 整備スケジュール（予定）

「新たな防災拠点」の再整備スケジュール（予定）は、以下のとおりです。防災拠点としての役割を踏まえ、着実に整備を進めていきます。

なお、現立川地域防災センターについては、「新たな防災拠点」の整備状況等を踏まえ、具体的な機能や整備時期等を検討していきます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度～
新たな 防災拠点	●基本計画 ○契約等手続	●基本設計 ●地盤調査・配置検討 ●関係機関調整	●実施設計 ○契約等手続	●関係機関協議・法令申請 ●現多摩広域防災倉庫解体	●建築工事 ^{※1} ○契約等手続
代替施設 ^{※2}	●設計		●施設整備	●物資移転	

※1 現時点において令和 15 年度中の竣工を予定しますが、設計段階にて改めて精査します。

※2 代替施設の整備完了後、現多摩広域防災倉庫の備蓄物資を移転させます。その後、同倉庫の解体を行ったうえで、「新たな防災拠点」を整備します。